

1. 議事日程第2号

(平成21年第7回大口町議会定例会)

平成21年6月5日
午前9時30分開議
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2 議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	教育長	長屋 孝成
地域協働部長	大森 滋	健康福祉部長	村田 貞俊
建設部長	近藤 則義	建設部参事	杉本 勝広
総務部長 兼政策推進課長	森 進	生涯教育部長	三輪 恒久
会計管理者	星野 健一	町民安全課長	前田 正徳
地域振興課長	平岡 寿弘	戸籍保険課長	江口 利光
福祉子ども課長	馬場 輝彦	健康生きがい課長	吉田 治則
建設農政課長	鵜飼 嗣孝	都市整備課長	野田 透

行政課長 掛布賢治
学校教育課長 近藤孝文

税務課長 河合俊英

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小島幹久

議会議務局長 佐藤幹広

開議の宣告

議長（齊木一三君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（齊木一三君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） それでは質問させていただきます。

2ページの第2条、「住民」とはの(1)のウ、大口町内で公益、非営利または営利を目的として活動している事業所とありますが、事業所の中にも違法無届けで転用し、事業を行っているところがあると思いますが、こういったものはこの事業所の中を含むのかどうか、お尋ねしたいと思います。

同じく2条の(4)「町の執行機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。また、これらを補助する職員を執行機関に含めるとありますが、平成18年からだったと思いますが、区長は町長が任命されていると思いますが、区長はこの町の執行機関に入るのかどうか、お尋ねしたいと思います。

続きまして3ページ、第3条、4番、住民主権の地方自治を実現するためには、議会と町の執行機関のその実現を目指す強い意思が必要となります。この言い回しがちょっと気になります。例えば、議会と町の執行機関は、住民主権の地方自治を実現するための強い意思が必要となりますぐらいではどうかと思います。

第4条の2番、まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限されず、また干渉を受けません。制限されず、また干渉を受けませんとありますが、何をしてもよいということで

はないと思いますが、何か規制なり基準が必要ではないか。例えば、制限されるの前に「公序良俗に反しない限り」とか、こういった何か文言が必要ではないかと思います。

続きまして4ページ、同じく第4条の(6)、まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められています。個人情報保護は保護されていて無理だとは思いますが、そのほかに秘密資料のような口外できないものがないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

第6条の3番、住民は、地方自治組織におけるみずからの役割を踏まえ、積極的に地域自治組織で活動するよう努めますとありますが、参加は自由ということだと思いますが、この文言は義務のようにもとれます。個人は生活・仕事がありますので、例えば地区の役員をお願いしても断られる人もあり、個人の自主性に任せるしか仕方がないのではないかなど、この項目は必要なのかなということを思います。

第9条の2番、地域自治組織の区域は、既にある行政区のほか、地域住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、地域的なまとまりの中で新たに設定することができますとありますが、行政区の中には、例えば豊田区で言いますと、東奈良子、西奈良子、御供所の東組・西組、小折新田、狭間、雇用促進というような自治組織が既にあるわけでありますので、この「既にある行政区のほか」の後に、例えば「各行政区を構成する自治組織等」を入れた方がいいのではないかと思います。

続きまして6ページ、11条の2番、町の執行機関は、地域自治組織の自立性と自主性を尊重し、地域自治を実現するために必要な権限と財源を地域自治組織にゆだねるものとしますとありますが、現在の行政区制度、区長制度のもとでは、これ以上権限と財源をゆだねられても受け入れできる体制がないのではないかと思います、どのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

続きまして8ページ、17条、町長は、毎年4月から翌年の3月までの間に1回以上小学校区ごとにとありますが、校区では広過ぎるので、今までの地区懇のように行政区で行った方がいいのではないかなあと思いますが、どうも5月30日の策定会議において、議事録によりますと、大口町は南北に細長く、校区が五条川の上流・中流・下流の三つに分かれているからとのですが、今までどおり行政区の方がよいと私は思いますが、いかがでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、第2条の中の1号のウの事業所の中に違法転用の事業所を含むのかという御質問であります。ここでは、例えば税金を滞納しておる個人の方でもNPOの活動とか町民参加・参画

ということについては制限をされておられませんので、同じように考えていきたいというふうに考えております。

それから、区長が補助執行機関に入るのかというお話です。区長さんに委嘱をしておりますので、その業務の範囲内で仕事を行っていただくときには、町の職員としての位置づけになるというふうに考えております。

それから3条の4項、これにつきましての表現ですが、議員さんが御提案をいただいたものと今の条文の案と変わりはないのではないかなというふうに私は考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから4条の2項ですが、参加と協働は制限されず、また干渉を受けませんということで、これについて何らかの規制が要るのではないかなということですがけれども……。ちょっとこれは後からにします。

それから第4条の第6項ですが、要は正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められておるということですが、これの中で、個人情報については、当然、公開はされないということですが、ほかに公開ができないものがあるのかというお尋ねだと思います。これについては、大口町の情報公開条例第7条の各号に当たるものについては、やはり公開ができないということになるかと思えます。

それから第6条の3項、住民は、自治組織におけるみずからの役割を踏まえ、積極的に地域自治組織で活動するよう努めますということで、これが義務ではないかということですが、何でもお話をしていますように、一応住民の方については役割ということで責務ではないです。責務といいますと義務と責任ということになりますが、それほど強いものではなくて、役割として自覚をして参加をしていただきたいということでもありますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、9条の2項の「既にある行政区のほか」というところの後に「各行政区を構成する自治組織」を入れたらどうだというお話であります。これは附則の2項にもありますように、行政区、地域自治組織と地域自治組織のあり方についてこれから検討をしていくということでもありますので、例えば地域自治組織の方から東奈良子とか御供所の代表も入れてほしいとか、そういう議論がございましたときにはあわせて考えていきたいと考えておりますので、ここでこう書いてあるからといって、そういったところを対象にしないということではありませんので、御理解をいただきたいと思えます。

それから第11条2項、今の地域自治組織では、これ以上権限と財源をおろされても運営ができないのではないかと御指摘であります。これについては、今、この時点でそういうことをするというのではなくて、これも先ほど申し上げましたように、附則の第2項にあります

地域自治組織と話をする中で、地域自治組織のあり方を検討する中で組織を改革していくと。そんな中で、将来的に権限と財源をゆだねていけるような組織になっていくというような考え方を持っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それから第17条、これは地域懇談会のことでありますけれども、実際、この間2回ほど回ってきたわけですが、やっぱり参加者が少ないということ。そういった点では、校区ぐらいの大ききさでやった方がある程度参加者が多くなるのかなということと、それから例えば行政区だけでやりますと、どうしても行政区固有の問題とか それも必要なんですけれども だけに偏ってしまうと。そういうことではなくて、ある程度校区で行うことによって、もう少し公共性のあるというか、町全体のお話ができるようになるのではないかとというような観点から、小学校区ぐらいで行うのが適当ではないかなという判断で小学校区というふうにさせていただきました。

それから先ほどちょっと、第4条の2につきましてですが、第6条の1項です。まちづくりの担い手の役割ということで、まちづくりの担い手は、参加と協働のまちづくりの取り組みにおいて、責任ある発言と行動に努めますということがありますので、ここで担い手の方の役割として自覚をしていただくということで、フリーハンドではないということになりますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) ありがとうございます。

続いて、第6章の住民投票制度について、町長にお伺いをしたいと思います。

5月20日に行われました第17回策定会議の住民投票制度の議論の中で、町長は、今回は住民主権というところに力点を置いて作成をしてきたんですね。そういう中で住民が団結したら、暴走するのではないかという心配もあるんですと述べておられます。それに続きまして職務代理者が、暴走を防ぐために考えるか考えないかということ。今、町長は住民の暴走のことを言われましたけれども、いろんな意味での暴走を防いでおきたいということが必要だと思うのか思わないのか。そして部長が、それは必要だと思うんですけれども。委員長が、住民が暴走するということをそこまで考える必要があるんでしょうか。続きまして職務代理者が、役場が暴走するということもあり得ます。それに町長は、まさかというようなことも起こるからまずいなあと。逆に言うと、尺度をなくすと何が起こるか分からない。そういう恐ろしさがあるんですと発言され、委員から、私の中で暴走というのは権力を持った側の方が暴走しやすいと思うんですけれども。暴走とは、むしろ権力を持った方が起こしやすいという議論がなされておりますが、町長が言われる住民の暴走とは具体的に何を心配してみえるのか、どういうことが起

こるとおそれてみえるのか、お聞きをしたいと思います。この発言は住民を信頼していないというふうにも受け取れますが、いかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 土田議員の御質問にお答えをしていきたいと思っています。

こういう住民参加でやっていきますと、これを悪用されるといいますが、そういうことも考えられる。こういうことがありますので、これに対しての一定の歯どめをしておく、理念でもって歯どめをすることが必要だろうと、こういうふうを考えました。それはどういうことかという、法律をつくる、条例をつくる、こういうことでは一定の尺度、考え方の方向性が必要だろうと。私どもも策定するときに即判断していきますのは、その意見がどこまでも広まっていくだろうか。だれにでも共有できる考え方であるかどうか。あるいはつながっていくかと、この考え方は、何かつながりが欠けるようなことはないか。あるいは、この考え方は深まっていくだろうか。こういう尺度を持って、その施策に対してどこかで規定をしていく必要があるんじゃないかなあ。そういうものも何もなければ、人数がおれば、こういう意見が出たから条例をつくらうと、こういうふうになる。ある程度、政治的意図があって動かれる。こういうことに対して、義がある、大義がある。あるいは、こういう目標がある、夢がある。こういうものには広がりがあると、あるいは永遠につながっていく。そういったものを協議していかないと、間違った方向へ行くんじゃないかと。そうした尺度が必要であると、こういうふうに話をしたわけでありまして。以上であります。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） この条例は、地方分権を推進して地方自治を確立するためには、住民がまちづくりに直接参加することが求められると思います。そういう中で、この条例が制定された折には、住民に対してどのように周知されるのか。せっかくつくったものが、住民が知らない絵にかいたもちになってはいかんで、どのように周知されるのか、その点をお伺いします。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 今、私ども6月議会に提案をさせていただいております。6月議会にお認めをいただければ、即7月から12月にかけて規則等の整備をする中で、1月、2月、3月についてはお認めをいただいた予算、90万円の啓発費がありますので、こういったものを使って啓発をしていきたいということが1点。それから、今、準備を進めておるところでございますが、この条例が制定されたときには、再度、地区懇談会等を行っていくということも考えておりますので、そういったことを使ってなるべく皆さんにお知らせをして、制度として使

っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) あわせて現在の条例、規則等、関係するものについては改正していかなくやいかんと思うんですが、その作業として、体制、それから時間、そういうものは十分に確保されておるんでしょうか。

議長(齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長(大森 滋君) 体制としては引き続き、条例が仮に制定されたとして、体制を縮小するのではなくて、今の体制を引き継ぎながら、12月をめどに例規面での対応はしていきたいと考えております。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) まちづくり条例の考え方として、住民と行政の関係を法的に明確にしておいて、そして自治体の意思決定の過程の中において住民参加を促すということでこれが考えられていると思うんですけども、まず初めに、最初は参加条例という言葉になっておりましたけれども、まちづくり基本条例に変わった経過をひとつ教えていただきたいと思います。

それから、先ほども出ておりましたけれども、地域自治組織の中の11条の2項のところですけども、今、御答弁がありました、将来的にはこういった権限が与えられるようにしていきたい。この自治体を実現するような必要な権限と財源を自治組織にゆだねるということがありますけれども、今、こういったことをつくっておいて、遠い先の将来に何か考えていきたいというふうに受けとめましたけれども、町としてはこういった形で、例えば例を挙げて、こういったものを自治組織の中で、こういうものはこういった形で皆さんにやっていただきたいんですよというその何かがあれば教えていただきたいというふうに思います。

そして、条例の見直しということで、懇談会のときに条例の見直しをきちっとこの中に条文化されてはどうかということに対しましては、必要なときに考えていくというふうにおっしゃいました。必要なときというのは、町側が必要だというふうに感じたときというふうになると思うんですけど、これは最初から完璧なものではないと思うんですね。いろんな変化もしていきますし、それからそこそこいろんなことも出てくると思うんですけども、そういったときに、ここまでしっかり検討されてこういったものができたんですけども、やはりきちっと見直しを何年に一遍、3年とか4年とかされているところが多いようですけれども、そういった形にしておかれまして、具体的にいろんなものが検討されていけるというふうに思うんで

すね。だから、そういったものも必要ではないかなということも思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 町民参加条例からまちづくり基本条例に変わっていった経緯ということではありますが、これも策定作業の過程で、単なる参加ではなくて、参加と協働を推進するためのものにするということ。あるいは、大口町がこの10年間、参加と協働のまちづくりを進めていく中で、住民の活動が非常に活発になってきておるといような状況を背景にして、これからの町の進むべき方向ですね。縮小社会に入っていく中で、やはり住民の皆さんとの協働、あるいは参画、そういうまちづくりが欠かせないという認識の中で、こういったものをまちづくりの基本に据えようということ。そういう意味では、まちづくりの参加と協働を進めるための規範であり、なおかつ憲法的な基本的な規範にしていきたいという考えの中で、条例を最初は（仮称）町民参加条例という形でありましたけれども、それを参加と協働のまちづくり条例、案として提案させていただいたときにはまちづくり基本条例ということで、そういう理由で提案をさせていただいたということでもあります。

それから第11条第2項ですね、地域自治組織について、将来、何か考えていくということであるけれども、例えば具体的にどういったものなのかということでもあります。例えば、地域からの政策提案とか、そういったものがうまく機能していくといいのかなということも思ったりもしております。そうすると、地域の中で検討をして地域の中で意思決定をしていくと。それは、とりもなおさず地域の中で一番最適な政策の執行につながっていくということになるのではないかなということでもあります。それをやることによって、町の人的な資源とか金銭的な資源もほかのサービスに回すことができるようになるのではないかな、こんなふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、条例の見直しについてですが、条文化してはどうだという御質問だったと思いますが、この条例の中では28条に条例の見直しということで条文を設けておまして、常に社会や大口町の状況に合った内容になるようこの条例については努めなければなりませんという内容になっておりますけれども、年限を定めたらどうだということでもあります。年限がなければ町の役場の都合のいいときに改正をされるのではないかという懸念があるということでもありますけれども、この条例が施行されますと、皆さん御承知のように、いろいろな制度が整備されてきます。そういう中で、その制度を使って住民の皆さんからいろいろな声が寄せられると思いますので、そういったものを勘案して、必要なときに最適な改正を行っていくということになるかと思えます。また、議会からの提案なんかも受け付けて考えていくということは当然でありますけれども、そういうことをしていけば、ここにあって年限を入れるという必

要はないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 柘植議員の方から御質問をいただきました。これの歴史みたいなものを説明してくれと、会議としてはああいうふうでありますけれども、そもそも総合計画の中にまちづくり条例をつくっていこうということは、平成18年に計画をされたことであります。その総合計画の中には、五つの尺度というようなことで理念とかそういったものを必要とする。先ほど土田議員の御質問にありましたけれども、安全であるとか、公平であるとか、平等であるとか、そんな尺度を入れたらどうかという議論をさせていただきました。物事をつくるときに大義があるかないかと。こういうふうの判断をするということで、だんだん策定会議の中でも議論を煮詰めていただきました。これに対して、合併とか道州制とは関係ないなと最初は思っておったんですが、議論が進んでいく中で、合併ということも意識しなきゃいかなあ、道州制ということも意識しなきゃいかなあと、こういうことで議論が煮詰まっていきました。最終段階では、そうしたものが見事にここに書かれておると、こういうことであります。

御案内のように、スタートは平成5年であります。思い出してください。細川内閣のときは党派が分裂し、小さな党派がいっぱいできました。それで選挙をやって、連立内閣が細川内閣としてスタートしたわけであります。その前に、土光臨調はもう地方分権でなければこれからの日本はやっていけない、こういうことを経済団体から政治に向けて発信をいただきました。そんな記憶もおありではないかと思ひます。土光臨調のときにそうして地方分権を言われ、政治がまともに取り組まれて、既存の会派は大きく分裂をしたわけであります。細川内閣以降、連立内閣ができてきた。これは地方分権に向けていろんな考え方を持たれておると、こういうことであります。細川内閣が終わりました平成7年であります。地方分権推進法が成立をしました。そのときには、自由民主党と社会党が連立をして村山内閣ができたわけであります。地方分権というテーマがなければ、よもや社会党と自民党が連立するなんていうことは想像だにできなかったことだろうと思ひます。そして今も連立内閣であります。以降は連立内閣をもって地方分権に取り組んできた、こういう形であります。

平成7年には地方分権推進法ができ、時限立法として平成12年に地方分権一括法ができてまいりました。ちょうど私が町長に就任したときは平成11年であります。それから以降、分権社会に対して取り組んでまいりました。総合計画はこれからを示すバイブルにしていこうと、こういう形のことを職員と話し合いました。しかし、職員から出てきた意見は、バイブルはちょっと宗教色が強いから羅針盤にしましょうという話で、これからの方向性を示す羅針盤として総合計画をつくりました。これは業者を入れてつくったのではなく、職員が、あるいは地域住民の皆さんが協働してこのことに取り組んでいただいた、こういうふうにお願ひいたします。議

会でもこれをお認めいただいて今の総合計画がある。その総合計画にのっとって今回のまちづくり基本条例はできたと、こういうふうに思っています。

ですから、この時代が変わるといことは、大口町に大きな変化がある。合併というような問題が取り組まれていく。道州制に向けてもう実際にはこの周りでは進んできておる。それは消防が広域化、平成25年にはなる。これは春日井を中心にして、88万人を対象とした消防の取り組みが始まってくる。地域コミュニティー、あるいはそういったところで考えていく。消防に対して、この広域で取り組むことによって安全、サービスは充実しておるか。こういうことを考えていくのは、この条例でつくっていく地域コミュニティーだと思えますし、これからの福祉は春日井を中心にして保健所ができていく、こんなことはもう目に見えているんです。ここで全部、今回の風邪がはやりましたね、新型。そうしたときに春日井がすべて中心になってこの取り組みが行われてきた。こういうことでもわかるように、もう道州制は始まっているんです。準備が整い始めている。

今、登記所は犬山にあったものが廃止され、江南もなくなり、春日井へ行く。ここの周りは、春日井は30万人は満たっていませんけれども、中核都市の権限を得た。そしてもう一方は一宮であります。その中間にある我々は、もう一度第三極、町村合併をここでもう一度考えるときが来た。その町村合併を踏まえても、この条例は通用する条例になっておる。これは完璧ではないと。今の時点で、私は100点のつく条例をつくっていただけたと、こういうふうに思っています。しかし、時が決めるのではなくて、この周りがどういう条例が必要かと。こういうふうになったときには、地域コミュニティーを中学校単位、今、名古屋市は中学校単位で考えていこうということでありませぬけれども、中核市はこれからは小学校単位ということになるかもしれませぬし、学校区ということでは問題があるかもしれない。だから、よくそのところは協議しながら決めていく必要があるなど、これが検討委員会の最終の回答であります。それに従ってこうしてできてきたというふうに思っておりますので、私としては、今、議員の皆様方に納得のいただける、地域の皆様方に納得のいただける十分なものではないかな、こういうふうに思っております。大変うれしく思っておりますし、足かけ3年をかけてつくっていただきました。19年、20年、21年であります。実質2年をかけてつくっていただきましたこの条例は、ほぼ完璧なものできたなあ、こういうふうに思っております。御理解のほどいただければありがたいなあと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3番 (柘植 満君) 条例そのものを反対しているわけではありません。本当にこういった条例が、地方分権が始まって、自分たちの町を自分たちでつくっていかうという考え方が基本に

あって、こういった形でいるんな条例がつくられているというふうに思います。

それで、例えばニセコのまちづくり基本条例の手引の中には、この条例は育てる条例として位置づける。育てることというのは、定期的な条例の見直しを指しているんですけども、時代経過による条例の形骸化を防止し、町民が本条例に関心を持ち続ける動機づけとなることであるというふうに書かれているんですね。さらにこの条例の機能が、町民の権利と保護ですけども、期待されたとおりに作用しているかどうかということを検証することができる。そういうさまざまなことが含まれて、見直しということが条文に書かれているというふうに思いましたけれども、そういった意味で、いろんなことが必要に応じてということではなくて、そういった形であればいいのかなというふうに思いました。

それから、今、町長の方から、これから道州制になるかもしれないというお考えをお聞きしましたけれども、本当に住民投票というのは大変難しい問題だと思うんですね。住民投票は行政にふだん接していない住民の方たちが参加する制度でありますので、今までいろんなところで合併の問題で住民投票されて、そしてあと、いろんなしこりが残ってしまったというところもあるかと思えます。そういった恨みが残ったというふうにならないように、安易な住民投票の実施によって自治体の融和が難しくなったということも実際にはあります。なので住民投票、こういった形で今、この制度が必要であるというふうには思いますけれども、住民投票という制度は万能であると妄言することは危険であるということも、実際、識者の中からはそういった声も出ております。そういったことも意味しまして、本当にいろんな意味でもう少し、今、完璧だとおっしゃいましたけれども、完璧に近い形でつくられたというのは本当に努力は大変なことだったと思えますけれども、私は先々のことを思ってこういった意見を出させていただきました。

また、この条例の中には28条でつくられているということですが、ニセコの方では中に財政的なもの、そして評価などもきちっと条文の中にそういったのも含まれております。そういったものもあるといいのかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） ニセコの条例のお話が出ました。この条例は、育てる条例として位置づけられておると。ニセコの条例のことです。趣旨としては、大口町の条例案の第28条がまさにそういうことでありまして、先ほど申し上げましたように、この条例については理念だけではなくて、さまざまな制度も用意をしておりますので、そうした制度を使って住民の皆さんが声を寄せていただくという中で、条例の見直し、形骸化、あるいは条例が機能しておるかということを検証していくということになるのかなということを考えております。

それから、住民投票につきましてであります。住民投票につきましては、こんなことを言っ

てもだめだというような住民の皆さんが行政から離れたところに意識を持っていってしまわないように、身近なところで町の行政を自分のこととしてとらえることができる制度として整備するということでもあります。先ほど、いろいろな問題が発生しておるということでもありますけれども、そういったことを経る中で、住民投票制度を設けておる市町村においては、住民投票からは除く事項等も整理をされてきておるという状況の中で、町もそうした先進の市町村の状況を参考にしながら住民投票制度については位置づけをしてきたということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、評価ということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、条例について具体的な評価制度というのはないわけですが、これを施行する中で、先ほど申し上げたように、いろいろな制度が用意されておりますので、そういう制度を使って住民の皆さんからの声をお聞きしながら、それで評価をしていくと。それがむしろ参加と協働という観点からいえば、正しい姿ではないのかなということを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、1点、私も合併がこれからまた道州制に伴って進むということが考えられます。これは以前に議員の皆さんとの懇談会でお話をさせていただいたことでもありますけれども、例えば商工会とか社会福祉協議会というのは地方公共団体に一つというのが決まりであるということでもあります。合併して大きな市になったときに、もちろん役場はそのまま機能が残るといふふうには考えられませんが、さまざまな公共のセクターもなくなっていくというようなことでもあります。そうしたときに、そういう公共のすき間をどう埋めていくのかというときに、やはり住民の皆さんの力が必要ではないかなということでもあります。既に合併をしたところでは、古い庁舎を使って、これではいけないということで、住民の皆さんがいろんなサービスを開始されたということでもありますけれども、そういったことが慌てて進むのではなくて、今から準備をしながら行っていくということかなと思います。それは、とりもなおさずこれからの日本が縮小社会に入っていく中で税収が減り、人口が減り、働く人も減っていく中で、行政だけが今の状態を維持できるはずがないわけでもありますので、行政についても縮小が考えられるわけですが、そのときに、多分行政は選択と集中というようなことを政策的には判断していく必要がある。そこで、今まで行われてきたサービスにすき間ができてしまうと。そういったすき間を住民の皆さんと一緒に埋めていくということがサービスの質を低下しないことであり、より必要なところに人とかお金を投入できる余裕を持つことになるのかなというふうに考えておりますので、これは合併をにらんでおるとはいえ、これからの日本社会の行方の中で選択をせざるを得ないような行政のあり方ではないかな、行政のあり方というよりは、地域社会のあり方ではないのかなというふうに考えます。

今回、いろいろ行政評価とか政策についての目標をというふうな取り組みをこの間してきて

おりますけれども、それはとりもなおさず庁舎内の行政内部の改革だったわけですが、今回は地域社会を含めた改革になっていくのかなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

道州制の時期については、今のところ18年というふうに私は聞いております。15年から18年というふうに聞いておりますので、そういったところがまた合併が進んでいく一つの契機になっていくのかなということを思っております。よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 町長の御所見も伺いましたけれども、政治的な何か変な意図があるという様な弊害があるというようなことも含めて、住民投票条例で一定の制限をするというような発言がありましたけれども、町長を含め、議員の皆様もそれぞれの政党の党员になっておられます。日本の社会で民主主義がヨーロッパなどと比べて非常に醸成がされていないです、日本は。何か政党色を出すと、それはいかんというような風土、これは全く行政としてだめなんです。例えば公民館分館や学共などを使って大いに政党活動、いわゆる演説会とか、町政報告会とか、あるいは自分たちの所属している政党の理念を公表するとか、そんなものはどんどんやられるように行政はバックアップしなきゃいかんと思うんですよ、私は。そうでなきゃ日本の民主主義というのは発展しないですわ。日本人みずからが今の憲法をつくったんじゃないなどと言う人もいまして、戦前の憲法に比べると、今の新しい憲法は非常に民主的なことで随分と違った憲法になりました。しかし、その憲法についての理解が、本当に日本国民全体に理解をされ、この憲法の精神に沿って民主主義が醸成されてきたかといえ、なかなかそういうふうにはいっていないというふうに私は感じています。そういう意味で、政党などを、行政に介入してくることを防ぐなどという言葉は極めて不適切であって、むしろさまざまな公共施設を通じて政党・政治活動が活発に住民の中で行われるような、そういうバックアップをすべきなのが私は行政の一つの役割だというふうに認識しておりますので、そこは町長と全然違います。そういう認識では、とてもじゃないけれども、我々日本共産党は政党色を強く出している政党でありまして、そんな政党色を出すようなことを制限するんだというような物の言い方でしたら、こんなまちづくり条例に賛成できるわけがないでしょう。その点の御所見をひとつ伺っておきます。

それから、道州制とか市町村の合併がこれからまだあるということを大前提にしておりますけれども、まだ法的に道州制がどうなるかなんていうことは、議論をされているだけであって、何の根拠もありません。私ども日本共産党は、道州制などについては反対だという考え方を強めているところです。そういう何の法的な根拠もないことを、財界や一部の与党の皆さんが道

州制だと言っていることに、それがもう大前提だというような物の考え方は、いささか勇み足だというふうに思いますし、これ以上の市町村合併が必要かどうかということについては、これから平成の合併を終えて、改めて論議されていくべき問題なんです。

町長も全国町村会とか、うちの議長経験者の皆さんも全国の議長会とか出ていきますと、よく聞いてこられたと思いますけれども、これ以上の市町村合併、町村合併を進めたら、里山や農山村が疲弊してしまって、強いては日本国土全体の荒廃を招くと。断固としてこれ以上の市町村合併については阻止すると、そういう強い意思表示をされているでしょう。そういうことについては、町長はどういう認識なんですか。本当にひどい状況ですよ。山村の部落がどんどんどんどんなくなっていっている。例えば、岐阜県の高山市などは東京23区の面積を持って、膨大な面積を持っています。私、しょっちゅう行きますけれども、今、どういうことがやられているかという、地域振興を図る観光などを含めて、そういう地域については重点的に財源配分をするけれども、ここはあきらめたということについては、観光施設等についても閉鎖をする、もう見放していく、そういうところにあった人たちは大変なんですよ。取捨選択がやられているんです。私は、市町村合併のあり方については随分と検証し、反省をし、そしてこれから日本全体をどうしていったらいいのかということについては、改めて大きな議論をしていかなければ、むやみにこれからまだするんだと、そういう時期が来るんだというようなことを前提にするのは、大きな失敗をする可能性があるというふうに指摘をさせていただきますが、そのことについてはいかがでしょうか。

それから、附則の方にもあるわけですが、現在の地域自治組織、この基本条例では住民とまちづくりの担い手、つまり今までこの数年間で育ってきたNPO団体、あるいは登録団体、そういうものを指すんですが、そういう団体と区を中心とした自治組織、それから住民というのは営利を目的とする事業所も含まれると。こう言っているわけですから、大口町内にある事業所も住民、いわゆる住所のない大口町内で活動しているありとあらゆる団体を想定しているというふうに思うんですね。

そういう中で、私は今までも指摘をしまいましたが、いわゆる住民の自治組織が民主的に運営されるということになっていない現状があるんです。さまざまな地域自治組織、いわゆる区だけじゃなくて、いろんなものがいっぱいありまして、歴史的にも何十年、何百年という経過をたどって現在の地域自治組織があるんだろうというふうに思いますけれども、とりわけ規約もほとんどない、地域自治組織の中で住民参加についていろんな申し合わせはあるけれども、民主的な組織として運営するというような規約や規範を持っていない、あいまいだ。そういうものが非常にありまして、例えば新しく大口町に引っ越してこられて、10年、20年、30年、40年と暮らしてこられても、大口町の住民自治組織の中でなじめない、そういう皆さん

も現実にはおられます。中には、積極的な人は大口町の住民の、いわゆる古来から住んでおられる皆さんとの積極的な交際を通じていいところを感じて、大口町ほど住みやすいところはないというふうに感じておられる人も一方ではおられます。おられますが、しかし、大口町の新しい住民と言われるような皆さんが住民自治組織の中で協力・協働・参加をして、地域住民として自覚を持ちながら、気持ちよく地域の連帯の中に入っていけるというようなものについては、一度町の方でどうしたらいいのかということを検証しなきゃいかんと思うんですね。それは地域自治組織に干渉するんじゃなくて、一体大口町の中でどれだけの地域自治組織があって、どういう申し合わせ、あるいはどういう規約、そんなものを持っておられるのか。実際にどんなふうな運営が地域自治組織として行われているのか、そういうものを全部調査をする必要があると思うんです。その上で、地域自治組織をどのように機能を果たせるようにバックアップしていくべきなのか。そういうことについての、私はまだ中心的な物の考え方ができ上がっていないというように思うんですね、今、まちづくり条例を提案されておられますけれども。そういう意味では、このまちづくり条例ができ上がってから並行してやるということも考えられるわけですが、そういう意味での大口町の地域自治組織の実態調査をきちんとぜひやっていただいて、そしてそれについてはどのような改善方向、すべての住民の皆さんが参加していけるような方向で地域自治組織を成長させていくことができるのかというような方向性をぜひ提示をしていただきたいし、提示をしていただく必要があるというふうに思います。

最後に町長にお尋ねしますが、とりわけこの中で執行部と議会との強い意思が必要だというふうにうたっておりますけれども、私は議会と執行部とはそれぞれの立場が違いますから、執行部が出してこられるいろんな提案について、旺盛な批判精神を持って論戦を執行部にかけていきますよ。そういう旺盛な論戦がないような議会だったら、そんな議員は要らないからもっと減らせと言われるわけです、時代はね。町執行部とけんかするぐらいの勢いで大いに活発な論戦をしていくと、町長は非常に個人的な見解で議会を時々中傷、非難するでしょう。それでは感情的な対立になっちゃうんですよ。名分的には協力・協働しましょうと言いながら、個人的な感情論で特定の会派や議員を批判する、非難をする。そんなことがあったら、気持ちはわかっても、腹の底は何を考えているかわからんと、そんなの協力できるかと、そういうふうになんか感じておられる議員も少なくないと思います。そういうことについては厳に慎んでいただくと同時に、先日の臨時会後のあいさつや態度について、私は反省をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 田中議員から御質問をいただきましたので、回答をさせていただこうと思います。

政党に利用するというような発言が不当な発言であるということではありますが、言い返しますと、選挙に通るために何かをつくり上げていく、地域の利害のために物を言う、あるいは一定の集団のために物を言う。こういうことがあってはならんと、こういうふうにしたわけがあります。党派でやっていただくことは結構でありますし、大義を持ってやっていただくことは結構であるなど、こういうふうに思っております。

最終に言われました発言に対しては、そっくりそのまま議会の皆さんにお返しをしたいなど、こういうふうに思っています。私は議論をしていくいいベースだと思っていますし、その反対の理由が明確であればいいなどというふうに思っておりますし、この間の議長さんの発言に対しては、お考えになっている議長さんでありますので、現状維持の原則と言われたことは私には理解できんと率直に物を申し上げたことで、感情的になったわけでも何でもありませんので、御理解をいただきたいなど、そんなふうに思っています。本気で議論していただければ、その議論には十分にのっていきこうと思っております。ちょっとわき道にそれたようでありますので、その件に関してはそういうふうにお答えをさせていただこうと思っております。

今回の条例のことにつきましては、これからみんなで議論する部分、たくさんあろうかと思っております。御質問にありましたように、今回の条例に対しては反対するんだという意見もあるでしょう。先ほど政党の話を取り上げたのは、平成5年の細川内閣、そのときに閣議決定をした。その前にこのことは議論をされておるわけですが、共産党を除いて全部の党派がこのことに対しては賛成をされたと、こういう経緯があります。共産党の皆さんがこれに対して反対の論陣を張っていただくのはよくわかりますし、堂々とやっていただければいいと、こういうふうに思っています。そのときに、やはり大義、あるいは政策をつくる際の持続性、そうしたことをきちっと踏まえて議論をしていただければなら私は結構であろうと思っておりますし、総合計画の中につくりました、今、改革に向けて取り組んでいます組織、財政、意識、この一環でこの条例も出してきたわけありますから、議論は私とはことごとくおつき合いをしようと思っております。よろしく御理解のほどお願いがしたいなと思っております。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 私は総合計画の作成にもかかわりましたが、職員の意識改革が必要だということも強調しました。このまちづくりの基本条例を大口町のまちづくりの憲法にしていきたいという言葉もありましたが、私どもが地域住民の皆さんのためにどういう精神で論議し、働かなければならないかという最大の指針は、地方自治法があるんです、憲法があるんです。その上で、まちづくり条例というのは何を具体化するかということであって、基本的な理念は憲法や地方自治法なんですよ。行政はこの憲法と地方自治法をしっかりと守って、

その理念に忠実に従って、住民福祉の向上のために邁進をしていただかなければならない。

ところが最近の傾向は、例えば憲法第25条、すべての国民は健康で文化的な生活をする権利がある。こういう理念を本当に全職員が共有してしっかり持っているのかどうなのか。あるいは、地方自治法で地方自治体の使命は住民の福祉と健康を保持し向上させる。このことが最大の使命であるというふうにうたっていますから、そういう視点で常に住民の皆さんに接していただかなければならないわけではありますが、残念ながら財政が大変だというようなことで、地方分権というものの地方に対しては仕事はどんどんおろしてはくるけれども、財源の保障をつけない。むしろ地方交付税をどんどん削っている。今言われている地方分権というのは、かえって中央集権を強めているんじゃないかという批判をする学者もおられるほど、仕事はやれ、金はないからやれないよと、減らすよと。こういう時代でありますから、地方自治体も大変なわけですが、しかし、今、職員の皆さんが本当にそういう住民福祉の向上のためにすべての住民の皆さんの健康で文化的な生活を保障しなければならない。そういう責務が地方自治体や公務員にはきちんとあるんだということの大前提にして物を考え、住民と接しているかどうか。そこに私は大きな弱点を残しているから、そこにきちんと意識が集中できるような意識改革、これが今、職員の皆さんに最大求められているということを私は強調したかったのでありますけれども、そうしたことについて、最近は大学でも憲法をろくに教えません。地方自治法を勉強してこないと地方公務員になれませんから勉強してくるんでしょうけれども、地方自治体の責務ということをきちんと自覚して役場の職員になっているかどうか。そういうのを一定勉強してきて就職をしてみると、人事評価だ、行政評価だ、現場の職員は手薄だ。そんな基本理念を忘れて、例えば生活保護の担当しているカウンセラーは50件ぐらいの担当であったのが今は100件ぐらい担当を持っているというようなことで、半年たっても全部の家を訪問することもできない。おまけに財政が厳しいから、むやみに受け付けるんじゃないというような指導があって、住民の皆さんにきちんとカウンセラーとして対応することもできないような職場環境があるというようなことも言われております。

今、世情は格差と貧困によって、20代、30代、40代で収入もなく、結婚することもできない。少子化が言われているのにどうするんだ。こういうところに本当に手だてをする行政が必要じゃないか。あるいは、介護保険の制度ができたけれども、利用するために自己負担が要るよ。毎日毎日デイサービスに行くわけにはいかない。そして、家の中に閉じこもりがちになる。社会的に孤立する。そして孤独死をしているというような状況、これを本当にどうしていったらいいのか。こういうことについて行政任せではなく、私は住民のさまざまな組織、自主的な組織、そういうものもかかわっていかないと、行政だけでは補完できない社会状況があるよというふうには思っているわけですね。そういう意味では、こういうものは有効に働く要素が随分と

私はあると思うんです。しかしながら、先ほど言われたように、町長はそっくり私の言葉を議会にお返しするというようなことで謙虚さがありません。上に立つ人ほど謙虚に皆さんをまとめるために大所高所に立って、そして発言などに、あるいは態度などに気をつけるべきであって、先ほどのようにそっくりそのまま議会にお返ししますでは、とてもじゃないけれども町長と協力・協働してこの条例に基づいていまちづくりをしようかというような気持ちが本気になってわいてこない、そういう心境です。答弁をしていただけるならしていただきたいと思います。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 国家体制が大きく変わる。中央集権から地方分権に変わっていく。そういう中で意識改革、組織改革をしていく、こういうことは必要なことでありますし、日本国憲法の中にも住民自治と、あるいは住民主権という言葉がうたってありますが、これが代表制民主主義という形で、93条ですか、自治法のこと書いてありますけれども、住民自治ということは書かれてはおりますけれども、議会代表制の民主主義、それで民主主義で住民がやれることは何かというと、選挙投票だけあります。あとは4年間じっと待つ。だから、そういう選挙ではなかなか住民の意思が反映しない。じゃあ逆に、住民にとっていいことだけ並べたら全部通るか、これで本当に議員の考え方がまともかどうかわかるのか、そんなことは判定できません。だから、継続ができる意見であるかどうか、そういうことを判定する必要がある。それはやっぱり民意でもって一度考えていく必要があるな、こういうことでこの条例はつくられたわけありますので、御理解がいただければありがたいなと。

私は、そっくりそのままお返ししますと言いましたけれども、それはちょっと言い過ぎだったかもしれません。一部にはもう目覚めて、きちっと考えていただける議員さんもありますし、私の信頼している議員さんもありますので、議員全体を指したわけではありませんが、一部にはそんな考え方の方もお見えになるな、こんなところでは発言できないような状況が今の議会の中にあるのかなと。こんなことも思っていますので、それが住民の皆さんにお伝えできるような、わかっていただけるような、何を町長はいけないと言っているかということは、じっくり住民の皆さんと向かい合って話し合っていきたいなと思っています。ここでの発言を撤回はできませんけれども、個別の懇談会等ではきちっと話をしていきたいなと思っています。別に議会を挑発するつもりもありませんし、理解をいただければありがたいなと思っておりますが、住民自治になるためには意識改革と組織改革が大切だと。

今までは、財源によって国が中央集権の形で交付税を払って、各自治体横一線で政治を進めていくことができた。けども、そういうことができない。人・物・金、情報が入るかもしれません。そういった資源をこれからどういう使い方をするかということは、国は考えて、あえ

て福祉のあり方も公助・自助・互助、そういう福祉にしていく。これからの福祉は地域でやっていくんですよと。国が横一線で扶助で持っていくようなことはできませんよ、こういうことを国がはっきり言うておるわけでありまして、今までの行政の目的は福祉の向上、町の発展でありましたけれども、これらすべてを自前でやりなさいと、地域でやりなさいと。前、私は国へ行って、麻生総理にはお会いはできていませんけれども、その前の福田さん、あるいは安倍さんにお会いをしました。地域再生計画の認定をいただくときに行ってまいりました。そのときに、地域の発展なくして国の発展はない。これは福田さんも、あるいは安倍さんも言われたわけでありまして。確実に地域で工夫をしていかなきゃいかん時代、そういうことを我々は認識していかなきゃいかん。だから、こうして国の憲法ではないこの地域の憲法をつくる。あるいは、州ができると州の憲法に当たるような条例ができると思います。そのときに、こういうものはどういうふうにするのかももう一度考える時点も来るだろうと思っています。

先ほども地域協働部長が発言しましたけれども、道州制はもう確実に2015年には始まり、18年には遅くとも完全実施をする。これは経団連も、そして自民党も、そして政府も同じように言うておるんです。だから、それに従ってもう進んでおるんです。先ほども言いましたけれども、登記所が、保健所が、あるいは教育は今度は一宮の方ですから、文部省は一宮、我々は物によっては一宮へ行き、物によっては春日井へ行かなきゃしょうがないんです。役場がないんです。もしくは大口町の役場があっても両方にまたがって、そうするとこの地域の意見はどうまとめていくかと、こういうことでもあります。これから5年、10年が本当にこの地域にとって大切なときであるし、こういったものを皆さんに吟味をしていただく。そして、皆さんの意見をいただきながら、これからのまちづくりを進めていく。これがこの条例でありますので、御理解をいただきたいと。論点を変えるようなことのないようにしていただければありがたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) まず、一部の議員の皆さんは既に目覚めておられるということで、私どもは目覚めていない部類で区分けをされて物を考えておられるようです。そういう物の言い方が一々ぐさりぐさりとくるということについて、何も感じておられないということに驚きを禁じ得ません。

地域協働部長に伺いますが、今、細川政権の話が出ましたのでやりますけれども、細川政権のときに何がやられたか。政治改革がやられたんです、確かに。小選挙区制がしかれて、そして政党助成金制度を始めたんです。これはなぜかという、企業や団体からの献金はワイロ性を持っていて、そういうお金で政治が左右されてはならない。これについては廃止をする

ために政党助成金制度をつくろう。国民1人当たり、赤ちゃんからお年寄りまで250円。計算をしますと年間、現在のお金で約320億円。これがそれ以降、毎年毎年、政党に助成金として交付をされてまいりました。しかし、企業・団体献金は一向にやめないでしょう。実質、西松建設問題で民主党の代表までが国民の総スカンを食う。自民党の現職の大臣までがそういうことにまみれている。そういうことを振り返って、細川さんはだまされたと。今、非常に残念がっている、こういう状況です。

そして、今、経済の縮小傾向はやむを得ない。そういう中で、お金がなくなるから道州制や市町村合併をどんどんと進めざるを得ない。行政だけに頼るんじゃなくて、住民みずからの力で自立もしながら対応していかなければならない時代が来るなどと言われますと、非常に先行き暗い社会が日本に来るんだと。だから住民は自立して、地域も自立をして、自分たちでできることはどんどんとやりなさいよと。そういうことを促しているかのように聞こえてならないわけではありますが、私は経済の縮小などということがこれから余儀なくされるというようなことは断定すべきじゃないと思うんです。金は天下の回りものと言いますが、お金が一定の大富裕層のところにとどまったまま動かなければ経済は成り立たないんです。そんなお金持ちなんていなくても、お金がどんどん回れば豊かな社会になるんです。国に、地方にお金が多い。企業もあまりもうからないという時代がたとえ来たとしても、社会福祉に大いに財政出動をしながら、福祉の充実によって経済効果も大きく高まるという要素もありますから、福祉も自分でどうのこうのといういうんじゃなくて充実をさせながら、お金がどんどん回るといったシステムを地域地域がもっと工夫をしていけば、将来は決して暗いものではなくて、私は成熟した豊かさを感じていけるような社会が必ず来ると、私は夢を持っています。あなた方の話を聞いていると、経済の縮小傾向で少子高齢化で国もお金がなくなってくるから、自分でできることは自分でできるように備えておかないと大変なことになりますよというふうに説教されているようで、住民には将来に夢が持てるような言葉には聞こえてこない側面があるんです。そういうことじゃなくて、前の鈴木町長は言いましたよ、あの時代も不況が来ましたから。不況だ、不況だと、あまり不況という言葉を行政として発しない方がいいと。空元気を出してでも、もっと明るいものはないのかと。もっと明るくいける何か方策はないのかと。そういうことで、いろんなものをつくっていった方がいいよということをよく言われましたけれども、私も本当にそうだと思います。あのころ、大口町のテーマソングができた、新しい町民憲章ができたいろいろしましたよ。いろいろとあるけれども、大口町は明るくいけるなあ、夢のあるまちづくりがどんどんと進めていけるなあ。優しい心を持ってやっていけるなあというようなことで、議会とも随分と意思の疎通ができたという記憶を持っています。そういう意味では、気持ちの持ちよう、将来に対する夢の持ちよう、それが余りに暗いものであ

ってはいけないし、暗さを行政が喧伝するようなことは私はいささかどうかなあというふうに思います。

今、私ども日本共産党は、せめてヨーロッパ並みの成熟度を持った日本社会を目指していこうじゃないかということをよく口にします。そういう意味では、ヨーロッパ社会に匹敵するような成熟社会を日本もつくっていくことはできるし、そこを大きな目標にしていくべきだというような明るい夢を持った説明をしていかないと、このまちづくり条例も将来が大変だ、金もない、だから自分たちでやれることはやらにやいかんよということでは、余りにも暗過ぎるというふうに思いますが、地域協働部長が経済の縮小とかいろいろと言いますので、そこら辺は説明の仕方が一工夫要るんじゃないでしょうか。

議長（齊木一三君） ここで11時10分まで休憩といたします。

（午前10時55分）

議長（齊木一三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前11時10分）

議長（齊木一三君） 冒頭に申し上げましたように、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力をお願いいたします。

地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） それでは、田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

田中議員も言われたように、今、非常になかなか20代、30代、40代の若い人が生活ができないというような状況があるということ。それから、自分が思うのは、今、当たり前前に子供を育てて社会人として送り出すことが非常に難しい世の中になってきているのかなということをおもわんでもないんですね。この間、少子高齢化の問題、あるいは団塊の世代が退職をした後の社会保障の問題、これも20年も30年も前から議論はされてきたわけですけども、十分な対応がされてこなかったというところで、今、大きな問題になっておるというふうに考えております。

そういう中で、今、明るい社会ではないということは田中議員もお認めになったとおりであります。これをこのまま続けていけば、5年、10年先には、さらに問題が顕在化するという意味で申し上げておるわけでありまして、これを今の参加と協働によるまちづくりを進めていく中で、今の協働で活動してみえる皆さんは、非常に明るく自己実現を図るために活動してみえるわけです。こうしたことが町の活力にもなりますし、そうしたことがほかに人材とか財源を回していく手当てにもなるということで、これからの明るい町をつくる上で、これがぜひ必要だという御説明をさせていただいておるということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 第2条の第4号ですね。町の執行機関とはということで、町長、教育委員会、2ページですけれども、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会。一番最後の固定資産評価審査委員会というのが、私はちょっとくせ者かなあというふうに思うんですね、町の執行機関としての立場としてね。というのは、実は固定資産評価審査委員会というのは、大口町税条例の第70条に固定資産評価審査委員会の設置ということで書かれているわけです。これはそもそも何をやるどころなのかというと、これは別に固定資産の評価をやる場所ではないんですね。評価をされたものに対して、所有者が不服申し立てをする機関なんですね、審査するわけですから。審査をするということは、それに対して採決をして、3人の委員が選ばれるわけですけれども、採決をして審判を下す機関だと思うんですね。だとすれば、私はこれを町の執行機関の中に固定資産評価審査委員会というのを入れてしまうというのは一体どうなのかなというふうに思うんですね。例えば、三権分立という憲法の基本的な物の考え方の中にあるわけですけれども、そういう物の考え方に立つならば、これは私はもっと独立させた形をとるべきじゃないかなあということを考えるんです。

税務課に実は先日聞いてみたんですね。固定資産評価審査委員会の事務というのは、もともと税務課にあったそうですけれども、最近、これを変えたそうですね。行政課の方に所管を移したということだそうです。それは税務の職員が不服申し立てに対して、要するに相反する事案に対して同一の職員が当たるといのはおかしい話ですから、それは私は当然だと思うわけだし、町の執行機関としての格付の中でも、例えば町長部局とか、教育委員会部局とか、そういうものと同列にこれを並べていいものなのかどうなのかというのは、いささかこれは疑問があると思うんですね。裁判所のようなものですから、例えば三権分立の考え方の中でいけばですよ。だから、固定資産評価審査委員会というのは、私はこの町の執行機関の中に含めるべきなのかどうなのかというのはちょっとわかりません。わからないというよりも、むしろ含めない方が私はいいんじゃないかなというふうに思ってみたりもするんですけれども、もし私の見解が違っておるんだったら違っておるで、ぜひお教をいただきたいというふうに思います。

それから、多分上で傍聴してみえる方は、この間のやりとりを聞いておると、やきもきしてやるせない思いで聞いておられる方も多いと思います。基本条例の策定委員の皆さん方は、権力を持った方が暴走をするんだという御見解だし、町長の方は住民が暴走することは恐ろしいというふうに考えてみえる。全くこれは相反する見解の差があるんですね、このまちづくり条例の制定について。私個人の見解としては、権力を持った方が暴走する、これは私は当然だと

いうふうに思います。住民が暴走するということはあり得ないんです。住民が暴走するというふうに見るということは、権力のある側から見るからこそ住民が暴走しているというふうに見るんです。ところが、民主主義というのは住民が主体的になっているんな活動をする事なんですよ、一定のルールに従って。だから、住民が暴走するということは、私は基本的にはあり得ないことであるというふうに思います。もし権力の側から住民が暴走ということを行うのであれば、それは私は革命だと思います、国家のね。例えば、国家の場合で言えば革命という言葉があると思うんですけども、それに私は当たるというふうに思うんです。けども、革命というのは国民の暴走とは絶対言いません。それは住民の主体的な意思ですから、私は権力を持つ側というのが住民の主体的な意思に対して逆らってはならないと思うんです。住民の意思に従って町の執行機関は行政を住民のかわりにとり行う。これは私は当然しごくの問題だというふうに思うんです。だからそういう意味では、私は委員の皆さん方のお考えと私は一致しているというふうに私は自負していますけれども、しかし、余りにも町長との見解の相違、ここでの見解の相違は非常に大きな問題になってくると思います、後から。これから規則をつくるということを書いてみますよ。規則は町の執行機関がつくるんです。そうすると、どういう規則をつくるかによって、今のまちづくり基本条例の趣旨に沿った規則がつくられていけばいいですよ。策定委員の皆さん方の思ってみえるような規則がつくられていけばいいですよ。しかし、その保証がない。私は、先ほどの町長の御答弁を聞いていて、非常に心配するところです。

それから、道州制、市町村合併についてでありますけれども、合併すると行政サービスは縮小する。これは風が吹けばおけ屋の理屈と一緒になんです。そのすき間を埋めるには、住民活動をどんどん起こしていかなければならない。そして、しかもその活動を今から備えていくべきなんだ。これが今のまちづくり基本条例の制定の中で大きな意味を占めておるんだと。こう言われるわけですけども、これは道州制がやられる、市町村合併をやる、これを全部前提にした議論なんです。本当は行政サービスが縮小されると困るのは住民なんです。だから、むしろ全国町村会もそうですし、全国町村議長会もそうですけれども、もうこれ以上の市町村合併はやってくれるなど。道州制もやってくれるなど。そういう意見が出ているわけですよ、全国で。それに町長さんは賛成してきたんじゃないですか、そういうのが決議されてきているわけですから。賛成していないと言われや賛成していないのかもしれないけれども、しかし、どういう立場に立つのかによって、今のまちづくり基本条例がどういうふうにかされるのか違ってきてしまうんですよ。だから、策定委員さんたちの思いが本当に生かされる基本条例を運営していけるのかどうなのかというところでいけば、先ほど土田議員が本当にすばらしい質問をされたと思うんですけども、暴走とは、権力を持つ方が暴走するのか、それとも住民が

暴走するのか、この論議は非常に私は大きな論議だと思いますよ。そこら辺で、まず策定委員の皆さん方と意見が相違するようなことだとすれば、このまちづくり基本条例は一体どういうふうに後から運用されるんだということになっていくと非常に恐ろしい、私からすれば。そういうふうには私は思っていますけれども、それについて見解を伺います。以上です。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） それでは、固定資産評価審査委員会についてお答えをさせていただきます。

これは地方自治法の180条の5に執行機関としての定めがあるわけですが、その中に固定資産評価審査委員会も入っておるということでありまして、そういった意味で町の執行機関という規定の中に入れさせていただいたということでもあります。

それから、策定会議の中での議論でいろいろ発言があるわけですが、その中でいろいろ議論がある中で、やはり議論をしていく中で議論が結論づけられていくと、集約化されていくということで今の案ができたということでもあります。そういう中では、結果として住民の暴走とかそういったことについて、この条例の中でとやかく措置をとるということにはなっておりませんので、そのあたりは御了解をいただきたいと思います。

それから、道州制、合併の話ですけれども、将来的にそういうものに備えたものであるということが一つの大きな要素ではあるんですけれども、それだけではなくて、この間、先ほども申し上げたように、社会経済の状況が変化していく中で、これからは住民の皆さんとの参加と協働によって物事を進めていく必要があるのではないかという意味で申し上げておるということでもありますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 全国町村会、あるいは市長会、こういった中で自治を守ろうと、こういう動きはあります。そういう段階で小さな自治を守っていこうと。この中では、中央集権の形で今までのような補助金を充実させてほしいと、こういう意見であります。今、ちょうど過渡期でありますので、大変財政に苦しんでおみえになる自治体も多くある。そういう中での会合でありますので、そうした自治体に潤沢な資金を回せるものであれば、私どもはいささかも反対するものではない。そういう形で、この件については賛成をさせていただいておるところであります。

しかしながら、これから地方分権が確実に目の前、平成27年、ちょうど総合計画の終わりの年でもありますけれども、この年には地方分権として道州制が導入される。あるいは、その2年後、完全実施に踏み切る。これは経済団体、あるいは政府、あるいは各党が認識しておるところであります。もうわずか6年あります。この中で、我々がこの地域の自治をどういうふう

に守っていけるのか。そうしたときにこの条例は役立つ、こういうふうに思っております。

先ほど、これが大きな争点になるだろうと言われたわけでありませうけれども、反対のための反対、このことに対しては十分議論をしていただければいいんですが、これで条例を反対する理由にすることはお避けをいただきたいなと、こういうふうに思っております。なぜなら策定委員会は、ここにも書いてあるように、権力を持った者、議会、あるいは町執行部を規制していること、こういうことでつくられたわけでありませう。そこに横やりなものが入ってきたときの防御もできるようにしておいたらありがたいなと、こういうことで意見を挟ませていただいたことでありませう。これでもって条例が流れる、こんなことは避けてほしいなあと。もうわずかに6年後には、道州制が嫌だといってもこの地域にもわいてくるわけでありませうし、実施をされてくる。そして2018年には完全実施に踏み切る、こういったことで国は準備を進めておる。そういったことを認識し、この地域としてどう対応していくか、これを策定委員会の皆さんは十分に議論を重ね、つくっていただいた、こういうふうに思っております。その点、十分に御吟味をいただきたいなと、こういうふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） この条例案が提出されるまでの策定委員会の皆さん方を中心として大変御苦労を長時間かけておると、こういうことに対して本当に敬意を申し上げるわけですが、この大口町のまちづくり条例は大口町オリジナルなものでつくっていきたい、こういうことが強調されておったわけですが、他の市町の条例をちょっと見させていただきますと、条例には解釈とか、解説とか、あるいは規則というものがセットで示してあります。こういうことがあった方がよかったんじゃないかな、そうするとわかりいい。こういうふうに思ったわけですが、いかがなものでしょうか。ということは、逐条解釈などがついておれば、どの範囲のものであるかということがわかるわけで、価値観の多様化の中で人それぞれいろんな判断がばらつきが出てくる。そういうときに、かえっているようなトラブルが発生しやすいんじゃないかな、そういう思ったわけですが。

もう一つは、昨年9月だったと記憶しておりますが、地区懇を開いていただきました。骨子案について、各地区を回っていただいて熱心に説明を受けたわけですが、そのときの印象は、三森がお邪魔しまして、もう一つ森がくつつきまして、四森でお邪魔いたしました。森々で元気にやっておりますと。こういうようなお話で始まりまして、大変熱心に説明をされたわけですが、そのときの内容をちょっと記憶だけで申し上げて御無礼かもしれませんが、大変流暢な説明が1時間半ぐらいいまで及んだんじゃないかな。それで、質疑の時

間が本当になくなってしまったという記憶があるわけでございます。それで地域において、今、条例の問題がお話しされておるといことで関心のある方から聞きますと、その時の話では、もう一回できた段階で地域の方にコメントをいただくと、こういうような場を設けたいというようなことを約束されたように思っておるが、その辺のところはどうなっておるんだという意見をいただいております。そのかわり、そのときにたくさんのアンケートを寄せられて、その集約したものをいただいておりますけれども、やっぱり読んだだけではわからない。話し合つと、その中にいろんな問題点がお互いに理解できるんじゃないかな、そんなことを思ったわけでございます。

もう一つは、住民投票の件についてちょっとお願いをしたいと思います。

住民投票というのは、間接民主主義、あるいは議会制民主主義に対して相反するものがあるのじゃないかなということを感じるわけでございますが、現行の地方自治制度を補足するという意味においては、直接民主主義の住民投票もやむを得んかなというふうに思うわけですが、この6章に発表しておられます文につきましては、常設型の住民投票が提案されているわけでございます。この中で、中心としては住民の請求権が強調されておるわけですが、本来なら議会、あるいは町長、こういうものの請求権があってもしかるべきじゃないか。議会でも、町長でも、住民の一人であるということに済ませてしまえばそうかもしれません、そういうこともつけ加えるべきではないのかな。それから、これに対して住民投票をするというときには大変なエネルギーが必要であるわけですが、それに対する裏づけも補足することが必要ではないかなと、こういうふうに思うわけでございます。

それから、26条関係になるかと思いますが、結果を尊重しなければならないという文言でつづつてありますが、どこの条例を見ておつても、大体こんなようなことで締めてあるやに思うわけですが、本来なら、住民に明確にするには、住民投票の前に白黒をはっきりつける。こういうような方法も考えられるのではないかなと、こういうふうに思うわけでございます。尊重をしなければならないと、こういうことは調べますと諮問型住民投票。そして、白黒をはっきりつける、こういうのは拘束型住民投票というような呼び方があるやに思うわけでございます。

それから、附則を含めまして、関連は11条でございますが、当然、町長は過去の合併論議のときに都市内分権という方向を強調されておりました。これは私が大変興味を持っておるわけでございます。先ほど同僚議員の中からも話がありましたが、今ある行政区のあり方、すなわちここで言うならば地域自治組織ということになるかもしれませんが、そこが自主性を持ってやっていくということであれば、どの程度の権限が付与され、あるいはどの程度の予算が付与されてくるのかは知りませんが、自立とか自主性ということをやれるということであれば、当然、その方向性が期待できる。私は、先ほど申し上げました都市内分権からいっても当

然だろうと、こういうふうに思うわけでございます。こういうことは新しい取り組みでありますので、これは今の行政区によっては大変なばらつきがあって、難しいところも出てくるでしょう。

過去、行政視察で、どこであったかちょっと記憶が定かではありませんので、いろいろと視察・勉強させていただいた折でも、市内においてそういうような町内会がある、こういうことで勉強させていただいたという経緯もあるわけでございます。以前にも、下小口の区長さんで、その方向性を積極的に町長に具申されたというようなことも記憶に残っております。そういうこともあって、確かに行政区の見直しというようなこと　　ちょっと早まった考え方もしれませんけれども　　についても慎重に進めていくべきではないかな、こんなふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君）　地域協働部長。

地域協働部長（大森　滋君）　それでは、酒井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

解説集につきましては、規則等を整備していく中で、それを含めて解説集をつくっていききたいというふうに考えております。90万円の予算もいただいておりますので、そうしたもののの中にそういった解説も含めて、パンフレットという形で作り上げていきたいなと考えております。

それから、地区懇談会ですけれども、再度、地区懇談会を約束されたのではないかなということではありますが、最初の地区懇をやった後に2回目を行うということについては、そういうお話をさせていただいた経緯がありますが、2回目以降、3回目をやるということについては、明確に約束をしたということはないと思います。これについても私どもが決めたわけではなくて、策定会議の委員の中でも議論をしながら進めてきておりますので、行政が勝手にそういう対応をしたということはないのではないかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから住民投票について、議会、町の請求権があってもよいのではないかなということでもあります。これも何度もお答えをしておりますけれども、議会と町につきましては条例の提案権が当然あるわけでありまして、この常設型の住民投票制度が整備されたからといって、議会、町の個別の条例の請求権ですね、例えば何々に関する住民投票条例とか、何々についての住民投票条例という個別の条例の制定についての議案を提出する権限はあるということでもありますので、そういったところで意思表示をしていただきたいと思っております。

それから、住民投票の結果に対する考え方ですが、先ほど言われたように、尊重をするのか、白黒をはっきりつけるのかということではありますが、これについては住民の方の直接の意見を聞きながら、最終的には町的意思決定機関である議会の皆様に判断をゆだねていくということ

が、制度上、秩序を保っていくということでは正しい考え方ではないかというふうに考えております。

それから行政区についてですが、これについては本当にこれから検討を始めていくということですので、各行政区の皆様と、先ほどどなただったですかね、議員さんが言われたように、問題なんかを最初に抽出しながら、それについてどうしていくのかというようなことも含めて、一から一緒になって検討をしていきたいという考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（齊木一三君） ほかにございませぬか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） 私は、先日、酒井町長から、あんたたちはばかだと呼ばれました議員のうちの一入であります。ばかが質問しますから、明瞭な回答をひとついただきたい。よく理解できるような回答をひとついただきたいと思ひますが、よろしくお願ひします。簡単なことです。とりあえず。

今、区でもいろいろ聞かれるのは、今まででもいろいろな活動はやっているが、条例をつくって区民を締めつけるというようなことをするつもりかとか、この条例をつくって町民にどういうメリットがあるかということをお聞かせしてほしいと。デメリットも、もちろんあれば聞かせしてほしいんですが、先ほど町長がこの条例に対して自画自賛をしてみえましたので、そういうことはデメリットはないと思ひますが、あればひとつとりあえず回答をしていただけませぬか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 区について、いろいろな意見があるということでありませぬ。先ほど来お答えしてありますように、附則の第2項を含めて、地域自治組織についてのあり方について一度検討していこうということでありませぬ。これについては、住民の皆さんがいろいろ考えられておると同時に、やはり区の運営について、ほかの議員の方からもありましたように、いろいろ問題が既に出ておるといふことは明らかでありませぬので、やはりこの条例を制定することによって、それを検討していくという方針を明確に持って、地域自治組織の改革に取り組んでいきたいと思ひております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、メリットといひますと、見ていただければ当然わかると思ひますが、いろいろな制度が用意をされておひまして、そういった制度を使って住民の皆さんはいろいろ発言をしていただけたという制度の整備があるということも大きなメリットでありませぬ。それから、参加と協働のまちづくりということでありませぬけれども、そういったものを基本にまちづくりを進めていくという方向性を持つと同時に、あくまでもこれは強制はされませぬよというような

確認事項なども用意しておりますので、そういった意味での住民の方に対するのメリット、あるいはこれから一生懸命協働でやっていこうという方についての指針になるようなものになっていくということですので、そういう意味でのメリットがあるというふうに考えております。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正輝議員。

11番(吉田正輝君) 今、お答えいただきました件を書面によって回答いただけませんか。議長からもひとつお願いしておいてください。間違いのないように区民に説明するために、ひとつよろしくお願いします。

それと、言われているのは、いろいろ策定委員の方には本当に御苦労さまでございましたが、これは前から言っていましたように、失礼ですが、大口町民の方がほとんどいません、在住の方は。そのときに、策定委員の中に各区の区長経験者とか、議員経験者とか、そういうOBを1人か2人入れたら、そういうことをやって各区のいろんな意見を出してやったらどうだということを提案されていました。そういうことを無視して、この策定委員だけでこういうものができました。だけど、地区懇なんかに見ましても、本当に1%か2%、住民の出席されたのは。それも区の役員が半分占めていますが、本当にわずかの人でこういう会議を持たれています。それとか、今度、参加と協働のまちづくり条例に対する意見書の募集を4月27日から5月15日まで、朝昼晩ぐらいじゃないですか、広報無線で流していました。だけど、集まったのはたったの3件です。その3件も1件は議員だと言います。あとの2件も怪しいもんです、内容を読むと。そんな状態の関心の薄さ。こんな関心の薄いものを、こんな立派なものができるということは行政が作文したということになると思うんですが、町民の意見というのはほとんど入っていないと思うんですよ。そこら辺どう思われますか。

議長(齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長(大森 滋君) 委員の構成ですけれども、10人いますけれども、大口町の住民でないと、在住していないという人につきましては3名、1名の方は大口町の企業に勤めてみえるということであります。

それから、地区懇談会に参加の住民の方が非常に少ない。それから、パブリックコメントについても議員1件を含めて3件だということで、この関心の薄さでは条例は民意を反映していないんじゃないかということでもあります。実際、第1回、第2回の地区懇談会を含めて577名の住民の方が出席をしていただいたということでもあります。これが多いのか少ないのかということでもありますけれども、そういう中で住民の方から厳しい意見をいただく中で、提案理由でも申し上げましたけれども、一つには行政と住民の皆さんの間の溝をなるべく埋めるように、そういった内容にしていきたいということで議論をしてきた経緯もございます。さらに、地区

懇談会、あるいはパブリックコメントの件数が少ないからといって、この条例の制定をおくらせたり、制定がかなわないということになると、ますますそういったものが町民の参加とか、住民の方が意見を言う機会が失われてしまうと。確かに私どもは説明も下手でしたし、住民の方についても非常に関心が少なかったというような部分がありますが、これは本当に初歩の話でありまして、これからの話でありますので、条例を制定してこうしたことの経験を積んでいく中で、皆さんが町政に関心を持っていただく。職員についても皆さんと話をしながら物事が進めていけるような、そういう能力の涵養に努めていけるのではないかなと思っております。

この条例について、今までにない取り組みで条例を制定してきたということは御理解いただけると思いますので、そのあたりを評価していただきまして、人数は確かに少なかったんですが、これを第一歩として進めていくんだと。これを第一歩として、職員も参加と協働のまちづくりの行政を担えるように変わっていくんだということを御理解いただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正輝議員。

11番(吉田正輝君) 何か聞いておると、不同意だけど従えというような言い方だと思うんですが。本当に少数、地区懇なんかもやったときに、これは何回かこれからも、1回目のときにも言ったんですけど、11月ごろだったですか、3月までにこれからまだやりますという返事はあるんですけど、一回もやったことない。2回目にやったときでも、いろんな意見が出ているんですが、そんなことは全然無視じゃないですか。そんなようにとれてしょうがないんですけどね。それでもって、もう時間がないから不同意でも認めよというような言い方でやってくるようなことはおかしいと思うんですけどね。こういうことこそ、大口町の憲法ですから、慎重にこれはやってもらわんと、後でしまったというようなことは、議員の皆さんだってそう思っていると思うんですよ。後でまた言われると、こんなはずでなかったということを言いますと、行政の言うことは、おまえたちが認めておいて、賛成しておいて、今ごろ何を言っておるといようなことがしょっちゅう僕らも今まで10年の間に聞いています。そういうことのないように、初めにつくるときにしっかりこれはやらんといかんと思います。どう思われますか。

議長(齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長(大森 滋君) 各地区を地区懇で回っていく中で、確かに役場は私らが話をしても聞きっ放しでほかりっ放しになった経験があるというふうな意見が多く出されました。そういうことを踏まえて策定会議の中で、それでは一緒に検討していくような場ができないとか、そういう提案をいただく中で条例案を策定してきたという経緯がございます。確かに一つ一つの意見ということではなくて、その多く出された意見を一般化して、それに対応できる

制度は何だということを考えて、この条例案を策定してきたということで御理解がいただきたいということであります。

それから、人数が少ないということと言われるわけですが、私自身は今までにない手続で条例をつくってきたということを申し上げたいと思います。2度の地区懇談会、それから職員との懇談も行いました。それからフォーラムも、プレフォーラムを入れて2回開いて、専門家の意見を聞いたり、そういう住民活動をしてみえる方のお話を聞いたりする中で、条例の必要性なんかについてもなるべく皆さんと共有できるように考えていこうというふうに考えてきたと思っております。確かに人数が少ないということについては、これは現実としてあるわけですが、やはり初めて取り組んだ中でなかなか御理解がいただけなかったということもあります。私どもの説明も下手だったということはあるんでしょうけれども、それだからといって、ここでこれを条例について制定をしないということになれば、これがまた続くわけですから、この条例制定をきっかけに、そういう状態を解消するために取り組みをしていくということ、これをぜひ御理解いただきたいと思っております。

11番（吉田正輝君） 行政の最後に言う御理解くださいということは、そういう言葉はあまり芳しい言葉ではないと思うんですが、それだけ。

議長（齊木一三君） これをもって議案第42号の質疑を終了いたします。

ここで1時30分まで休憩といたします。

（午前11時50分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後1時30分）

議長（齊木一三君） 続きまして、議案第43号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第43号の質疑を終了します。

続いて、議案第44号 大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第44号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第45号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって議案第45号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第46号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第2号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 12ページの広報費、委託料、広報編集事業協働委託料の追加が92万4,000円ございますが、当初で108万円ございました。倍近い補正でございますが、どんな理由でしょうか。

それから、その下にありますまちづくり活動推進事業、この中で町民活動センター事務管理委託料45万円、当初予算で町民活動センター検討会委員の報償金23万6,000円、さらに町民活動センター研究啓発事業協働委託料、新規で75万7,000円が計上されております。町民活動センターの検討会の委員の報償金が設定されておるのに、もう既に今回の補正で事務管理の委託料が計上されております。この辺のところは、ちょっと御説明をお伺いしたいと思います。

ちょっと前後いたしますが、歳入のところで愛知県の緊急雇用創出事業基金事業費補助金が724万7,000円減額になっております。それで、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金400万円が計上されておりますが、これは労働費の県補助金として計上されておりますが、18ページのところで教育費としてふるさと雇用再生特別基金事業費補助金が計上されております。労働費の県補助金なのに教育費で支出されておるというところをちょっと御説明をお願いいたします。以上です。

議長(齊木一三君) 地域振興課長。

地域振興課長(平岡寿弘君) 広報委託料の御質問についてお答えをさせていただきます。

広報「おおぐち」につきましては、これまでも大口町NPO登録団体ZOOM(ズーム)に編集の一部を委託してまいりました。当初予算では108万円を計上してございましたが、今回、町とズームのページの担当割合を変更することに伴い、現行の町24ページ、ズーム8ページから、今回、町4ページ、ズーム28ページに変更をしております。それに伴いまして、92万4,000円を増額するものであります。20ページの増加分につきましては、レイアウト作業を要しない定型の文書でございまして、これまで各課から提出された原稿を職員が入力をしていました。こちらの作業をズームの方へページ担当割合をふやすことによって、職員

が担ってきた作業経費、人件費の削減を図りまして、この削減した部分を他の業務に割りつけていきたいと考えております。

続きまして、地域振興費の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、地域振興費の一般管理事業とまちづくり活動推進事業の関係でございます。平成21年2月1日に健康文化センター2階のエントランスロビーを利用しました「まかせて広場」がオープンをいたしました。さらに本年4月から、地域振興課が役場に移動したことに伴いまして、旧地域振興課事務所が「まかせてルーム」として使用されるようになっております。この場所が町民活動プレセンターとして、一定の機能を整え始めております。町民活動プレセンターの機能をさらに充実させるためには、運営母体でありますNPO登録団体、町民活動まかせてネットの組織基盤の強化と、それを支える各種団体の自立を促すように努めていく必要があると思っております。団体にできることは団体に任せることによって、より住民の目に近い視点で実施ができることと考えております。

「まかせてルーム」には、地域振興課が使用してございました印刷機が設置をされておりますので、まずはその管理を責任と自主性を持ってできるよう、今回、一般管理事業費の消耗品から当印刷機の賃貸借料から組み替えをし、管理諸経費として4万2,000円を付加しまして、まちづくり活動の推進委託料として45万を計上させていただくものです。

この町民活動センターでございますけれども、あくまでもプレセンターの位置づけでありますので、その活動状況を眺めながら、今後の問題点をどう整理をし、今後の方向づけを検討するために委員会は設置をしております。委員会につきましては、8名の委員で構成をされております。

また、その下部の委託料につきましては、町民プレセンター、仮にオープンしたプレセンターでございますけれども、こちらの周知を図ってもらうために、啓発事業とまちづくりNPO活動に携わる人材の育成、スキルアップのための研修費を共同で実施をしまっている事業でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、歳入の関係でございますけれども、金額はそこに書いてありますように、当初1,282万5,000円で申請をしたところでございますけれども、こちらにつきましては最終的な交付決定額が557万8,000円となったため、その差額分の724万7,000円を減額するものでございます。

次に、御指摘がありましたふるさと雇用再生特別基金事業費補助金ですが、これは20年度に計画申請をいたしました学校サポート事業が21年度事業に採択をされたものですから、その補助金額の400万を計上するものであります。委員が御指摘になりました予算額の400万につきましては、歳出の方の17ページ、18ページの項の3.中学校費、中学校運営事業委託金に充当する

ものでありますけれども、こちらにつきましては地方自治法第216条の中に歳入歳出予算の区分という規定がございます。申しますと、歳入歳出予算は、歳入にあってはその性質に従って款に大別し、かつ各款中においてこれを項に区別し、歳出にあってはその目的に従って款項に区別しなければならないという規定がございます。今回、雇用創出に係る補助金でありますので、歳入の受けは労働費でさせていただきました。支出につきましては、採択をされました事業に充当するというところでありますので、学校教育費の方に支出を組んだということでございます。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 衛生費といいますか、どこに該当してくるのかちょっとわかりませんが、きのうもそうだったんですけれども、その前もそうなんですが、私どものもとには新型インフルエンザの患者のことについての問い合わせが何回もあります。うわさが飛び回っているという感じがしますね。農協へ行っても、おばあさんたちが座っている待合のところで、どこそこ地区の人じゃないかというようなお話し合いをされてみえるわけですし、私も事務所で仕事をやっておると、そこへ散歩がてら来るおばあさんが、これはどこそこ地区の人じゃないかといって、みんなてんでばらばらのことを言っている始末です。あんたたちは議員さんだから、そういう情報もみんな入っているんじゃないかというふうに言われるんですけれども、しかし、そんなことはありませんと。新聞で載っておるぐらいのことですよ、現実の話。そういう意味では、今回のインフルエンザのことについて、その後の情報が入っていないものだから、余計何か住民の皆さん方の方から疑心暗鬼で勝手な情報がどんどん飛び回るといような状況もあれせんかなというふうに私は危惧しているんですよ。だから、そういう意味で、ちまたのそうした状況などもよく町の方も把握していただいて、一定の現状どうなんだということまで踏み込んでいいのかどうなのか私はわかりませんが、すべきではないかなというふうに思うんですね。

中日新聞などによると、日進市か何かでかかったというような方が、現実、新聞に出ていましたよね。インタビューに答えておられたようですけれども、それでなのだろうかどうかわかりませんが、丹羽郡しか私は知らなかったんですけども、それは大口町だと。大口町のどこそこ区ではないかななどということがどんどんどんどん行っちゃうんですね。だから、そういうことが本当に私はよくないことではないかなというふうに思いますので、職員の皆さん方も検討するといってもなかなか検討のしがたいものですが、まず毒性が弱いことですね、そういったこと等を住民の皆さん方にもっと承知していただくことも大騒ぎにならん一つの方

策ではないかなあというふうに思うんですけども、いかがお考えなんでしょうか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 患者の方の個人情報については、大口町の40代の女性ということ以外、私どもも聞いてはおりません。この間の国内の発生状況の中で、非常に誹謗中傷があったというようなことが報道されております。学校なんかにも非常に非難をするような電話があったりしたということを知っています。そういう中で行政の対応として、個人情報については出していないというようなことのようにあります。皆さんがいろんなうわさをすることが、この状態の中でむしろ個人情報を出していけば、患者の方にとってかなりの負担、迷惑がかかるだろうということも容易に想像できますので、そういったことについてはやはり私どもとしても慎重に対応していく必要があるだろうというのが1点。

それから、新型インフルエンザについては弱毒性だということは、この間、広報等でも十分周知をしておりますし、社会的にも新聞、マスコミ等、それから政府の見解も含めてそういう状況になっておりますので、このことで町内で大きな混乱があるというよりは、むしろ興味的な形でうわさが広まっておるのかなというふうに考えますので、そういう興味本位の対象に本人がならないようにしていくのが行政の役割かなということも思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） だから、興味の対象にならないように検討していただきたいんですよね。

インターネットを見られた人も物すごいそうですね、ネット上でも。だから、そういうものの誹謗中傷が、学校でもいじめというのはあるわけですけども、地域のいじめのようなそんなふうにならないようにしていかなくちゃいけないわけですよね。だから、そういった方策といますか、対策といますか、例えばネット上でそういうものがじゃんじゃんやられているようなところについては、ネットでそういうものを掲示している大もとのところにも通報していただいて、そういうのは削除してほしいとか、いろいろ私はそういう対策もできるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 誹謗中傷の件、具体的に例えばある対象があって、そういうことの中で大口町の住民の方が非常に迷惑をしているというようなことであれば、それはそのように対応していくような必要もあろうかと思っておりますけれども、今のところ、そういううわさはありますけれども、患者の方については秘匿されておるという状況の中では、直接のいろいろな形で本人の方が迷惑をこうむっておるといふふうには今のところ理解をしておりませんので、

この状態を続けていくというのが大事ではないのかなというふうに思います。

議長（齊木一三君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第46号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第47号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 介護保険については、説明の中で円滑な事務運営をするために臨時職員の雇用ということを提案理由として述べてみえたわけですが、円滑な事務運営ができなくなったのだから臨時職員を雇用するわけですが、円滑な事務運営ができなくなった理由を教えてください。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 吉田議員の御質問にお答えしてまいります。

実は、3月末をもって1名の臨時職員の方がやめられたということがありまして、そういった中でこういった言葉の表現をさせていただきました。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第47号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第48号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合同約の変更について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第48号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第49号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合組合同約の変更について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第49号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第50号 尾張農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張農業共済事務組合同約の変更について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって議案第50号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第51号 尾張土地開発公社定款の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって議案第51号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第52号 大口町道路線の廃止について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって議案第52号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第53号 大口町道路線の認定について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって議案第53号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第54号 固定資産評価員の選任について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 地方税法の404条の第2項というのを読みますと、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するというふうに書かれているわけです。ですから、次からでも結構ですけれども、略歴書が2枚目にあるわけですけれども、略歴書を読んでも固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者なのかどうなのかということがこの略歴書を見てもわからないんです、実は。だから、そういう意味では、知識及び経験を有する人であるということがわかるように、今後、表示をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(齊木一三君) 税務課長。

税務課長(河合俊英君) 固定資産の評価員でございますが、固定資産の評価員の職務といたしまして、町長の指示を受けまして固定資産を適正に評価するというところで、年々評価基準が複雑化しております。そんな関係で、実態といたしましては町の機構の中で実施しております、他団体においても直接指揮監督できる立場であります担当部長または担当課長が兼務する例が多くなっていると。こんな関係で、今回、担当部長であります森部長を選任するわけでござ

ざいます。

そして、御質問にあります略歴書につきまして、森部長につきましては、この記載にはございませんが、税務課の経験もございます。そんな関係で提案させていただきました。そして、略歴につきましては、他のこういった人事案件の中では課長職以降の表示ということで掲載しておりますので、今後、こういったことについても検討させていただきたいと思います。

議長（齊木一三君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第54号の質疑を終了いたします。

続いて、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって諮問第1号の質疑を終了いたします。

以上で議案に対する質疑を終了いたします。

議案の委員会付託

議長（齊木一三君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第42号から議案第53号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第53号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日以降は、各常任委員会開催のため休会とし、6月12日金曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

（午後 1時53分）

議 案 付 託 表

平成21年第7回大口町議会定例会（6月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総務建設 常 任 委 員 会	第45号	職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について
	第46号	平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）
	第50号	尾張農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張農業共済事務組合規約の変更について
	第51号	尾張土地開発公社定款の一部改正について
	第52号	大口町道路線の廃止について
	第53号	大口町道路線の認定について
文教福祉 常 任 委 員 会	第42号	大口町まちづくり基本条例の制定について
	第43号	大口町国民健康保険税条例の一部改正について
	第44号	大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	第46号	平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）
	第47号	平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）
	第48号	尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更について
	第49号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について